

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 69 条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第 1 項第 13 号及び前 2 項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信並びに別表 2 に規定する電子メッセージ送信について準用します。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>第 71 条～第 76 条 (略)</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第 77 条 X i 契約者は、第 15 条 (一般契約者が行う一般契約の解除)、第 16 条 (当社が行う一般契約の解除)、第 21 条 (その他の提供条件)、第 21 条の 6 (契約者が行う第 1 種 X i コピキタス一般契約の解除)、第 21 条の 7 (その他の提供条件)、第 21 条の 7 の 6 (その他の提供条件)、第 21 条の 12 (契約者が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除)、第 21 条の 13 (当社が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除) 又は第 21 条の 19 (その他の提供条件) の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合 (第 58 条の 2 (債権の譲渡等) の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。) は、当社以外の電気通信事業者 (当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者 (B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)) とします。) からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報 (X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。) を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、携帯電話・P H S 番号ポータビリティに係る当社</p>	<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 69 条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第 1 項第 13 号及び前 2 項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信について準用します。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>第 71 条～第 76 条 (略)</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第 77 条 X i 契約者は、第 15 条 (一般契約者が行う一般契約の解除)、第 16 条 (当社が行う一般契約の解除)、第 21 条 (その他の提供条件)、第 21 条の 6 (契約者が行う第 1 種 X i コピキタス一般契約の解除)、第 21 条の 7 (その他の提供条件)、第 21 条の 7 の 6 (その他の提供条件)、第 21 条の 12 (契約者が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除)、第 21 条の 13 (当社が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除) 又は第 21 条の 19 (その他の提供条件) の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合 (第 58 条の 2 (債権の譲渡等) の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。) は、当社以外の電気通信事業者 (当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者 (B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)) とします。) からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報 (X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。) を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、携帯電話・P H S 番号ポータビリティに係る当社</p>

以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

- 4 前3項の規定によるほか、X i 契約者は、電子メール（第70条（利用に係る契約者の義務）第1項第13号に定めるものをいい、以下この項において同じとします。）、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージ又は別表2に規定する電子メッセージ（以下この項において「電子メール等」といいます。）の送信を行った場合であって、その電子メール等の接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール等の送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（第70条（利用に係る契約者の義務）第1項第13号及び第2項に相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージ若しくは電子メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール等の受信時刻（受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール等を蓄積した時刻をいいます。）及び電子メール等の内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知することあらかじめ同意するものとします。

（注）（略）

第77条の2～第80条（略）

第14章（略）

料金表

通則（略）

第1表～第6表（略）

別表1（略）

以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

- 4 前3項の規定によるほか、X i 契約者は、電子メール（第70条（利用に係る契約者の義務）第1項第13号に定めるものをいい、以下この項において同じとします。）又はショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その電子メール又は文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール又は文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（第70条（利用に係る契約者の義務）第1項第13号及び第2項に相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール又は文字メッセージの受信時刻（受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール又は文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。）及び電子メール又は文字メッセージの内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知することあらかじめ同意するものとします。

（注）（略）

第77条の2～第80条（略）

第14章（略）

料金表

通則（略）

第1表～第6表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種類	提供条件
1～7 (略)	(略)
8 spモード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用しているX i 契約者は、プラスメッセージ (リッチコミュニケーションサービス規格を使用して、当社が設置する蓄積装置により文字、数字及び記号等のメッセージ (以下この欄において電子メッセージといいます。) の蓄積又は受信等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) をデータ通信モードにより利用することができます。 (8) (略)	(1)～(46) (略) (47) 蓄積した電子メッセージは、当社が定める時間が経過したときは、消去します。 (48) (47)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されている電子メッセージが消去されることがあります。この場合、消去された電子メッセージの復元はできません。 (49) 当社が別に定める方法により、電子メッセージの蓄積を行わないようにすることができます (50) 当社は、契約者が自営端末設備の操作等により受信した電子メッセージを表示したときは、電子メッセージの送信元となる契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約者回線へその旨を通知することがあります。 (51) (略) (注 1) (34)に規定する当社が別に定める方法及び(13)、(17)並びに(51)に規定する当社が別に定めるところは、「sp モードご利用規則」等に定めるところによります。 (注 2) (略)
9～33 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)

附 則 (平成 30 年 5 月 1 日経企第 312 号)
 この改正規定は、平成 30 年 5 月 9 日から実施します。

別表2 付加機能

種類	提供条件
1～7 (略)	(略)
8 spモード機能 (1)～(6) (略) (7) (略)	(1)～(46) (略) (47) (略) (注 1) (34)に規定する当社が別に定める方法及び(13)、(17)並びに(47)に規定する当社が別に定めるところは、「sp モードご利用規則」等に定めるところによります。 (注 2) (略)
9～33 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)